

兵庫県公報

平成26年3月31日 月曜日 第9号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

規 則	ページ
○ 兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課）	1

公布された法令のあらまし

●兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則（規則第18号）

- 1 地方税法及び兵庫県税条例の一部改正により、耐震基準不適合既存住宅の取得に係る不動産取得税の減額措置が設けられること等に伴い、所要の整備を行うこととした。
- 2 兵庫県税条例の一部改正により、バイオディーゼル燃料混和軽油に係る軽油引取税の課税の特例が設けられることに伴い、所要の整備を行うこととした。
- 3 県民局設置条例の一部改正により、政令市又は中核市の区域を所管区域に含む県民局が県民センターに改組されることに伴い、所要の整備を行うこととした。

規 則

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第18号

兵庫県税条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県税条例施行規則（昭和35年兵庫県規則第78号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「県民局長」の右に「（県民センターにあつては、県民センター長。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「県民局に」を「県民局（県民センターを含む。以下同じ。）に」に改める。

第20条の表書類の種類欄中「及び条例第56条第5項」を「並びに条例第56条第5項及び第59条の2第2項」に、「第59条の2第2項」を「第59条の3第2項」に、「第59条の2の2第2項」を「第59条の4第2項」に、「第59条の3第2項」を「第59条の3第4項、第59条の4第4項」に、「第59条の4第3項」を「第59条の3第8項、第59条の4第8項」に改める。

附則第9項第1号ウ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に、「第80条第1号」を「第80条第1号イ」に改め、同号カ中「エネルギーの使用の合理化に関する法律施行令」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律施行令」に改める。

附則に次の9項を加える。

（条例附則第21条の4の2第1項の規定の実施のための手続）

10 条例附則第21条の4の2第1項の規定の適用を受けようとする者は、揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号。以下「揮発油等品質確保法」という。）第2条第6項に規定する特定加工（以下「特定加工」という。）により行う軽油の製造及び当該軽油の引取り（条例附則第21条の4の2第1項に規定する軽油の引取りをいう。附則第14項及び第15項において同じ。）が条例附則第21条の4の2第1項に規定する要件に該当するものであることについて、あらかじめ県民局長の確認を受けなければならない。

11 前項の規定による確認を受けようとする者は、当該特定加工をしようとする日前10日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を県民局長に提出しなければならない。

- (1) 揮発油等品質確保法第2条第6項に規定する混和対象物（以下「混和対象物」という。）の製造場所
- (2) 混和対象物を製造し又は譲り渡した者
- (3) 混和対象物を製造し又は譲り受けた数量及び年月日

- (4) 特定加工に用いる軽油及び混和対象物の製造又は譲受けから特定加工により製造した軽油が自動車の内燃機関の燃料として消費されるまでの流通の経路及び数量
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項
- 12 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 揮発油等品質確保法第12条の10第1項の申請書の写し
- (2) 揮発油等品質確保法第12条の10第2項の経済産業省令で定める書類
- (3) 揮発油等品質確保法第12条の11第2項（揮発油等品質確保法第12条の13第2項において準用する場合を含む。）の規定による経済産業大臣の通知書の写し
- (4) 特定加工により製造した軽油が揮発油等品質確保法第17条の7第1項に規定する軽油規格（附則第16項において「軽油規格」という。）に適合することを証明するに足りる書類（特定加工して軽油を製造したことがある場合に限り、当該製造のうち最後に行われた製造に係るものとする。）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事において必要と認める書類
- 13 附則第10項の規定による確認を受けた者（附則第15項、第17項及び第18項において「確認軽油特定加工業者」という。）は、条例第113条第1項又は第113条の14第1項第1号に規定する申告期限までに、軽油引取税課税免除申告書（軽油特定加工用）（様式第134号）を県民局長に提出しなければならない。
- 14 前項の申告書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。
- (1) 製造に用いた軽油及び混和対象物の製造単位ごとの数量
- (2) 製造した軽油の個々の引取りの相手方及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項
- 15 確認軽油特定加工業者は、毎月末日までに、次に掲げる事項を記載した報告書を県民局長に提出しなければならない。
- (1) 前月1日から同月末日までの軽油の製造及び引取りに係る第32条の9に規定する事項
- (2) 附則第11項各号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項
- 16 前項の報告書には、同項第1号に規定する期間に製造した軽油が軽油規格に適合することを当該製造した単位ごとに証明するに足りる書類その他知事が必要と認める書類を添付しなければならない。
- 17 確認軽油特定加工業者は、事務所又は事業所（事業の委託をしている場合にあっては、その委託を受けている者の事務所又は事業所を含む。次項において同じ。）の供給設備ごとに、次に掲げる事項を当該軽油以外の軽油と区分して帳簿に記載しなければならない。
- (1) 特定加工して製造した軽油を内燃機関の燃料として消費した自動車の自動車登録番号及び当該消費数量
- (2) 附則第14項各号及び第15項各号に掲げる事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、知事において必要と認める事項
- 18 確認軽油特定加工業者は、第32条の20第6項本文の規定にかかわらず、事務所又は事業所の供給設備ごとに、同条第1項第3号及び第4号に掲げる事項を特定加工して製造した軽油以外の軽油と区分して帳簿に記載しなければならない。
- 様式第4号中「県民局」を削る。
- 様式第5号、様式第5号の2、様式第19号、様式第28号から様式第30号まで及び様式第34号から様式第35号までの規定中「神戸県民局出納員」を削る。
- 様式第36号1ページの部中「及び第56条第5項」を、「第56条第5項及び第59条の2第2項」に、「既存住宅の取得」を「耐震基準適合既存住宅の取得」に、
- 「2—(2) 自己の居住の用に供する既存住宅等用の土地の取得」
- を
- 「2—(2) 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得
- 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得」
- に、「既存住宅の特例控除」を「耐震基準適合既存住宅の特例控除」に、「既存住宅」を「耐震基準適合既存住宅」に、「既存住宅を」を「耐震基準適合既存住宅を」に、「既存住宅証明書」を「住宅用家屋証明書又は耐震基準適合証明書」に、「自己の居住の用に供する既存住宅の登記事項証明書等」を「当該住宅の登記事項証明書等」に、「自己の居住の用に供する既存住宅の譲渡契約書」を「当該住宅の譲渡契約書」に、「自己の居住の用に供する既存住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書」を「当該住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書」に改め、同様式2ページの部中「既存住宅等用」を「耐震基準適合既存住宅等用」

に、「平成26年 3月31日」を「平成28年 3月31日」に、「土地付特例適用住宅を取得した場合又は地方税法施行令第39条の 3に規定する者から土地付分譲特例適用住宅を」を「新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもの及び当該特例適用住宅に係る土地を当該特例適用住宅が新築された日から 1年以内に」に、

「

既
存
住
宅
等

」

を

「

耐
震
基
準
適
合
既
存
住
宅
等

」

に、「既存住宅等の」を「耐震基準適合既存住宅等の」に、「既存住宅等を」を「耐震基準適合既存住宅等を」に、「既存住宅用土地」を「自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅用土地」に、「既存住宅に」を「自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅用土地に」に、「既存住宅の」を「耐震基準適合既存住宅の」に改め、同様式 3 ページの部を次のように改める。

3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の減額の申告

条例第59条の2第2項（耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅）の不動産取得税の減額の規定が適用されるべきことを申告します。

耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了		年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無			有	無
添付書類				
1 当該住宅の耐震基準適合証明書				
2 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類				
3 当該住宅の登記事項証明書等				
4 当該住宅の譲渡契約書の写し等				
5 当該住宅の家屋課税台帳登録価格（固定資産評価額）証明書				

御注意

- 1 「耐震基準適合既存住宅」とは、既存住宅（中古住宅で床面積が50平方メートル以上240平方メートル以下のものをいいます。）のうち次に掲げる要件のいずれかに該当するものをいいます。
 - (1) 新築されてから、木造又は軽量鉄骨造の住宅にあっては20年以内、軽量鉄骨造以外の非木造住宅にあっては25年以内であること。
 - (2) 昭和57年1月1日以後に新築されたものであること。
 - (3) 耐震基準（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第3章及び第5章の4に規定する基準又は国土交通大臣が総務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいいます。）に適合することにつき総務省令で定めるところにより証明がされたものであること。
- 2 「特例適用住宅」とは、新築住宅で床面積が50平方メートル（戸建以外の貸家住宅にあっては40平方メートル、サービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅にあっては30平方メートル）以上240平方メートル以下のものをいいます。
- 3 「耐震基準適合既存住宅等」とは、耐震基準適合既存住宅及び新築された特例適用住宅でまだ人の居住の用に供されたことのないもののうち、当該特例適用住宅に係る土地について条例第56条第1項に規定する特例適用住宅用土地の減額の適用を受けるもの以外のものをいいます。
- 4 「耐震基準不適合既存住宅」とは、既存住宅のうち耐震基準適合既存住宅以外のものをいいます。
- 5 「耐震改修」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第2条第2項に規定する耐震改修（一部の除却及び敷地の整備を除く。）をいいます。

参考事項

次のような場合は、この不動産取得申告書と併せて不動産取得税徴収猶予申告書が必要です。

- 1 土地を取得した日から2年（土地の取得が平成28年3月31日までに行われた場合にあっては、3年（当該土地の取得が平成16年4月1日から平成28年3月31日までの間に行われた場合で、当該土地の上に新築される特例適用住宅が居住の用に供するために独立的に区画された部分が100以上ある共同住宅等であって、当該土地を取得した日から当該共同住宅等が新築されるまでの期間が3年を超えると見込まれることについてやむを得ない事情があると知事が認める場合にあっては、4年）以内にその土地の上に特例適用住宅を新築する予定である場合
- 2 土地を取得した日から1年以内にその土地の上にある耐震基準適合既存住宅を取得する予定である場合
- 3 耐震基準不適合既存住宅を取得した日から6月以内に、当該耐震基準不適合既存住宅に耐震改修を行い、当該住宅が耐震基準に適合することにつき証明を受け、かつ、当該住宅を自己の居住の用に供する予定である場合
- 4 不動産を取得した日から1年以内に取得した不動産以外の不動産を公共事業の用に供するため収用され、譲渡し、又は移転補償金を受けて移転する予定である場合
- 5 譲渡担保財産の設定の日から2年以内にその譲渡担保財産である不動産を設定者に移転する予定である場合

（日本工業規格 A列4番）

様式第40号中「農地保有合理化事業に係る」を「農地利用集積円滑化団体等の」に、「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構」に、「第39条の7の2」を「第39条の7」に改める。

様式第41号1ページの部

- 「2 自己の居住の用に供する既存住宅等用の土地の取得
- 3 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 4 譲渡担保財産の取得
- 5 再開発会社の不動産の取得
- 6 農地保有合理化事業に係る農地の取得
- 7 土地改良区の換地の取得

を

- 「2 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得
- 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 5 譲渡担保財産の取得
- 6 再開発会社の不動産の取得
- 7 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得
- 8 土地改良区の換地の取得

に、「7まで」を「8まで」に、「平成26年3月31日」を「平成28年3月31日」に改め、同様式2ページの部2中「既存住宅等用」を「耐震基準適合既存住宅等用」に、「既存住宅等の」を「耐震基準適合既存住宅等の」に、「既存住宅等を」を「耐震基準適合既存住宅等を」に改め、同部に次のように加える。

3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得

耐震基準不適合既存住宅の取得	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修着工予定	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了予定	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の新築された年月日	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無	有 無		
添付書類			
1 当該住宅につき耐震改修を行うこと及び当該住宅の取得の日から6月以内に当該耐震改修が完了することを証明するに足りる書類（耐震改修工事請負契約書、建築基準法の規定による確認済証の写し等）			
2 当該住宅が新築された年月日を証明するに足りる書類（登記事項証明書等）			
3 当該住宅の家屋課税台帳登録価格を証明するに足りる書類（固定資産評価証明書等）			

様式第41号3ページの部4を同部5とし、同部3を同部4とし、同様式4ページの部7中「第39条の7の2」を「第39条の7」に改め、同部7を同部8とし、同部6中「農地保有合理化事業に係る」を「農地利用集積円滑化団体等の」に、「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構」に改め、同部6を同部7とし、同部5を同部6とする。

様式第42号1ページの部中

- 「2 自己の居住の用に供する既存住宅等用の土地の取得
- 3 主体構造部と附帯設備の区分
- 4 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 5 譲渡担保財産の取得
- 6 再開発会社の不動産の取得
- 7 農地保有合理化事業に係る農地の取得
- 8 土地改良区の換地の取得

を

- 「 2 自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅等用の土地の取得
- 3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得
- 4 主体構造部と附帯設備の区分
- 5 被収用不動産等の代替不動産の取得
- 6 譲渡担保財産の取得
- 7 再開発会社の不動産の取得
- 8 農地利用集積円滑化団体等の農地の取得
- 9 土地改良区の換地の取得

に改め、同様式 2 ページの部中「8 まで」を「9 まで」に、「平成26年 3月31日」を「平成28年 3月31日」に改め、同様式 3 ページの部中「既存住宅等用」を「耐震基準適合既存住宅等用」に、

「
既
存
住
宅
等

を
「
耐
震
基
準
適
合
既
存
住
宅
等

に、「既存住宅等の」を「耐震基準適合既存住宅等の」に、「既存住宅等を」を「耐震基準適合既存住宅等を」に、「既存住宅用土地」を「自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅用土地」に、「既存住宅に」を「自己の居住の用に供する耐震基準適合既存住宅に」に、「既存住宅の」を「当該住宅の」に改め、「(日本工業規格 A列 4 番)」を削り、同部に次のように加える。

3 耐震改修を行い自己の居住の用に供する耐震基準不適合既存住宅の取得

耐震基準不適合既存住宅の取得	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅の耐震改修完了	年	月	日
耐震基準不適合既存住宅を取得した者の取得後の居住の有無	有 無		
添付書類			
1 当該住宅の耐震基準適合証明書			
2 当該住宅を取得した者の自己の居住の用に供することを証明するに足りる書類			
3 当該住宅の登記事項証明書等			
4 当該住宅の譲渡契約書の写し等			
5 当該住宅の家屋課税台帳登録価格(固定資産評価額)証明書			

(日本工業規格 A列 4 番)

様式第42号4ページの部5を同部6とし、同部4を同部5とし、同部3を同部4とし、同様式5ページの部8中「第39条の7の2」を「第39条の7」に改め、同部8を同部9とし、同部7中「農地保有合理化事業に係る」を「農地利用集積円滑化団体等の」に、「第8条第1項又は第11条の12に規定する農地保有合理化法人又は農地利用集積円滑化団体」を「第11条の14に規定する農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理事業の推進に関する法律第2条第4項に規定する農地中間管理機構」に改め、同部7を同部8とし、同部6を同部7とする。

様式第45号中「神戸県民局出納員」を削る。

様式第58号中

「

自動車取得税額	$\textcircled{1} \times \frac{5}{100}$	$\textcircled{2}$
(営業用軽自動車	$\textcircled{1} \times \frac{3}{100}$)	

」

を

「

自動車取得税額	$\textcircled{1} \times \frac{3}{100}$	$\textcircled{2}$
(営業用軽自動車	$\textcircled{1} \times \frac{2}{100}$)	

」

に改める。

様式第64号中

「

自動車取得税額	$\textcircled{1} \times \frac{3}{100}$	$\textcircled{2}$
---------	--	-------------------

」

を

「

自動車取得税額	$\textcircled{1} \times \frac{3}{100}$	$\textcircled{2}$
(営業用軽自動車	$\textcircled{1} \times \frac{2}{100}$)	

」

に改める。

様式第82号、様式第82号の2、様式第85号から様式第88号まで、様式第90号、様式第102号、様式第108号及び様式第133号中「神戸県民局出納員」を削る。

様式第133号の次に次の1様式を加える。

様式第134号（附則第13項関係）

軽油引取税課税免除申告書（軽油特定加工用）



年 月 日

兵庫県 県民局長 様

住 所
(所在地).....

氏 名
(名 称).....㊦

電 話 () - 番

兵庫県税条例施行規則附則第13項の規定により、次のとおり軽油引取税の課税免除を申告します。

年 月分			
納入申告書を提出した場合	納入申告によって納入すべき軽油引取税額		円
	課税対象とならない数量	特定加工により製造した軽油の納入数量 (月中に引き渡したものに限る。)	リットル
		うち特定加工に用いた軽油の数量	リットル
		差引数量	リットル
		欠減量 (差引数量 × $\frac{1}{100}$ 又は $\frac{0.3}{100}$)	リットル
		再差引数量	リットル
	課税免除される額 (32.1円/ℓ × 再差引数量)		円
この申告によって納入すべき軽油引取税額 (納入申告によって納入すべき軽油引取税額 - 課税免除される額)		円	
納付申告書を提出した場合	納付申告によって納付すべき軽油引取税額		円
	課税対象とならない数量	特定加工により製造した軽油の消費又は譲渡数量 (月中に消費又は譲渡したものに限る。)	リットル
		うち特定加工に用いた軽油の数量	リットル
		差引数量	リットル
	課税免除される額 (32.1円/ℓ × 差引数量)		円
この申告によって納付すべき軽油引取税額 (納付申告によって納付すべき軽油引取税額 - 課税免除される額)		円	
添付書類 製造に用いた軽油及び混和対象物の製造単位ごとの数量、製造した軽油の個々の引取りの相手方及び数量その他知事において必要と認める事項を記載した書類			

(日本工業規格A列4番)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年 4月 1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の兵庫県税条例施行規則の様式については、当分の間、改正前の兵庫県税条例施行規則の様式によることができる。